

西都市指定緊急避難場所・避難所一覧表

地区	緊急避難場所・避難所	所在地	施設電話	海拔 (約 m)	避難所	災害種別ごと適否		
						地震	洪水	土砂災害
妻	学習等供用施設 清水館	清水 141-4-1		18.0	○	○	○	○
	宮崎医療福祉専門学校	清水 1000	42-1010	55.0	○	○	○	○
	妻南小学校	三宅 166	43-3213	11.2	○	○	○	○
	学習等供用施設 三宅館	三宅 3013-1		24.3	○	○	○	○
	学習等供用施設 川路館	三宅 2845		21.4	○	○	○	○
	西都原運動公園屋内練習場	三宅 3392		61.2	○	○	○	○
	西都原運動公園野球場	三宅 3392		61.2	○	○	○	○
	学習等供用施設 石貴館	三宅 4604		28.5	○	○	○	○
	学習等供用施設 童子丸館	童子丸 583		26.0	○	○	○	○
	西都市公民館 ※工事中	聖陵町 2-1	43-1111	13.5	○	○	○	○
	妻中学校	右松 2534	43-3219	13.4	○	○	○	○
	妻中学校第二体育館	右松 2606-1	43-3219	13.3	○	○	○	○
	妻地区館	右松 2606-1	43-3479	13.3	○	●	○	○
	西都市民体育館	妻 1509	43-0844	13.1	○	○	○	○
	西都市児童館	下妻 4	43-6117	13.1	○	○	●	○
	西都市民会館	小野崎 2-49	43-5048	13.0	○	○	○	○
	妻北小学校	右松 2688	43-3211	19.0	○	○	○	○
	妻高等学校	右松 2330	43-0005	33.5	○	○	○	○
	宮崎県農業協同組合西都中央支店	右松 2071	43-3113	11.4	○	●	●	○
	学習等供用施設 黒生野館	黒生野 261-1		7.7	○	○	●	○
	妻高等学校グランド	右松 2330		33.5	緊	○		
	妻北小学校グランド	右松 2688		13.7	緊	○		
	妻中学校グランド	右松 2534		13.4	緊	○		
	妻南小学校グランド	三宅 166		11.2	緊	○		
	平田街区公園	聖陵町 2-1-2		13.1	緊	○		
	御舟街区公園	御舟町 1-71		13.5	緊	○		
	白馬街区公園	中央町 2-25		12.5	緊	○		
	矢生街区公園	妻 1713		12.1	緊	○		
	駅前街区公園	小野崎 2-41		12.7	緊	○		
	下鶴街区公園	右松 4-44		12.2	緊	○		
	羽黒街区公園	右松 5-33		11.9	緊	○		
	中妻街区公園	中妻 1-39		14.1	緊	○		
	門前街区公園	上町 1-74		13.3	緊	○		
	あさひ街区公園	旭 1-79		13.5	緊	○		
	東街区公園	旭 1-59		12.9	緊	○		
	妻萬公園	妻 48-1		18.2	緊	○		
	下妻公園	下妻 42		12.7	緊	○		
	聖陵街区公園	妻 1562		12.4	緊	○		
	西都原運動公園	三宅 3523 外		62.0	緊	○		
	清水台総合公園	清水 934-1 外		54.2	緊	○		
	稚児ヶ池公園	三宅 5048-1 外		23.6	緊	○		
	新町街区公園	新町 2-40		15.3	緊	○		
	西都IC付近高速道路一部区域	黒生野		17.0	緊	○		
	西都市総合福祉センター	清水 1035 番地 1	43-3160	49.2		—	—	—
	養護老人ホーム静和園	清水 792-1	43-3161	27.9		—	—	—
穂北	穂北中学校	南方 2276	43-3221	18.0	○	○	●	○
	穂北小学校	南方 2291	43-3215	17.6	○	○	●	○
	穂北地区館	南方 2579-1	43-1113	17.0	○	○	●	○
	学習等供用施設 団館	穂北 4495		35.0	○	●	○	○
	学習等供用施設 串木館	穂北 827-1		28.0	○	○	○	○
	中茶自治公民館	茶臼原 736-1		132.1	○	○	○	○
	茶臼原地区体育館	茶臼原 706		129.1	○	○	○	○
	茶臼原小学校	穂北 5253-4	43-3217	127.6	○	○	○	○
	穂北中学校グランド	南方 2276		18.0	緊	○		
	穂北小学校グランド	南方 2291		17.6	緊	○		
	茶臼原小学校グランド	穂北 5253-4		127.6	緊	○		
	杉安川仲島公園	穂北 5648-1 外		23.9	緊	○		
	特別養護老人ホーム幸楽荘	茶臼原 941-1	42-5369	130.4		—	—	—
	介護老人保健施設菜花園	穂北 5253-4	42-1122	125.4		—	—	—

西都市指定緊急避難場所・避難所一覧表

地区	緊急避難場所・避難所	所在地	施設電話	海拔 (約 m)	避難所	災害種別ごと適否		
						地震	洪水	土砂災害
三納	学習等供用施設 永野館	三納 2072-1		36.4	○	○	○	○
	三納小・中学校	三納 3231-5	45-1234	18.6	○	○	○	○
	旧三納中学校体育館	三納 3256	45-1122	18.7	○	○	○	○
	三納地区館	三納 3312	45-1111	18.6	○	○	○	●
	三納地区体育館	三納 12506		18.6	○	○	●	●
	浄土寺	三納 9728	45-1711	27.7	○	○	○	○
	平野自治公民館	平郡 3677		118.4	○	○	○	○
	学習等供用施設 上平郡館	平郡 1125-2		29.9	○	○	○	○
	学習等供用施設 平郡館	平郡 925-1		22.5	○	○	○	○
	学習等供用施設 宮の下館	平郡 543-1		10.5	○	○	●	○
	三納小・中学校グラウンド	三納 3231-5		18.6	緊	○		
	旧三納中学校グラウンド	三納 3256		18.7	緊	○		
	特別養護老人ホーム三納の里	平郡 598-1	41-2311	11.3		—	—	—
都於郡	都於郡小学校	鹿野田 6111	44-5143	80.0	○	○	○	○
	都於郡地区館	鹿野田 5068-1	44-5222	75.0	○	●	○	○
	学習等供用施設 馬継谷館	鹿野田 1453		9.5	○	○	●	○
	都於郡地区体育館	鹿野田 1570		13.0	○	○	●	○
	都於郡中学校	岩爪 2422	44-5144	82.5	○	○	○	○
	都於郡地区南体育館	荒武 3877-1		101.2	○	○	○	○
	学習等供用施設 山田館	山田 1311-2		20.8	○	○	○	○
	旧都於郡小学校山田分校	山田 3252	43-3106	22.5	○	●	○	●
	都於郡小学校グラウンド	鹿野田 6111		80.0	緊	○		
	都於郡中学校グラウンド	岩爪 2422		82.5	緊	○		
	旧都於郡小学校山田分校グラウンド	山田 3252		22.5	緊	○		
	特別養護老人ホームとのこおり荘	岩爪 1645	44-6511	77.0		—	—	—
三財	宮崎県農業協同組合三財支店	藤田 496	44-5024	14.4	○	●	●	○
	三財小・中学校	下三財 8195	44-5224	51.5	○	○	○	○
	旧三財中学校体育館	下三財 8242	44-5234	55.5	○	○	○	○
	岩崎元村自治公民館	下三財 3330-4		22.8	○	○	○	○
	岩崎保育園	下三財 3324-1	44-5032	20.2	○	○	○	○
	三財地区館	下三財 5211-2	44-5111	16.2	○	○	●	○
	三財地区体育館	下三財 5211-2		16.2	○	○	●	○
	上三財地区健康増進施設	上三財 5460-2		44.3	○	○	○	○
	三財小・中学校グラウンド	下三財 8195		51.5	緊	○		
	旧三財中学校グラウンド	下三財 8242		55.5	緊	○		
	西都西地区運動場	下三財 8055-6		47.8	緊	○		
	介護老人保健施設並木の里	下三財 8124-8	44-6066	50.7		—	—	—
東米良	社会福祉法人善仁会 東米良仁の里	上揚 2-2	46-2852	245	○	●	○	●
	銀上小学校・銀鏡中学校	銀鏡 466	46-2333	256	○	○	○	○
	銀鏡集会所	銀鏡 85	46-2454	223	○	○	○	○
	銀鏡自治公民館	銀鏡 702		229	○	●	○	●
	東米良診療所	中尾 171-9	46-2335	214	○	○	○	○
	岩井谷自治公民館	尾八重 1738		261	○	●	○	●
	小八重自治公民館	尾八重 1606		303	○	●	○	○
	尾八重自治公民館	尾八重 859-Ⅰ		493	○	○	○	○
	旧銀上小学校グラウンド	上揚 2-2		245	緊	○		
	銀上小・銀鏡中学校グラウンド	銀鏡 466		256	緊	○		
	尾八重高原	尾八重		860	緊	○		

避難所欄の「○」は避難所と緊急避難場所を兼ねる場所、「緊」は緊急避難場所、空白は福祉避難所。

災害種別ごと適否の凡例 「○」：適 「●」：不適

海拔(約m)は、国土地理院地図を参照、あくまでも参考である。

指定緊急避難場所は、津波、洪水等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであるが、指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設である。